

【第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（第2次芦屋市DV対策基本計画） 事業実施目標所管課一覧】

資料6

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課
1 啓発・教育の充実	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報誌やホームページだけでなく、多様な媒体を通して周知に努める。	男女共同参画推進課
			2 談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	市内での相談カード配架先を検討する。	男女共同参画推進課
			3 市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	男女共同参画センターにおいて、DVについての講座を開催する。	男女共同参画推進課
	2 市職員への啓発	1 DVについての啓発	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	職員向けにDVについての研修を開催する。 新任職員研修（後期）で「男女共同参画推進」についての講義を実施	男女共同参画推進課
			5 庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	全職員対象に、「男女共同参画研修」を実施 研修だけではなく、全職員が閲覧できるグループウェアの掲示板を活用し、DVについての啓発を行う。	人事課 男女共同参画推進課
		2 DV被害者発見時の対応力の向上	6 DV被害者支援マニュアルの整備	DV被害者支援マニュアルを整備する。	男女共同参画推進課
		3 二次被害の防止のための啓発	7 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための	職員向けの研修の際に、二次被害について説明し、防止に努める。	男女共同参画推進課
	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	授業の中でデートDV予防啓発講座をすることについて担当課と検討する。 中学生に対し、デートDVに関する学習の機会を提供するとともに、自らの命を大切にする学習を実施する。	男女共同参画推進課 学校教育課
			2 教職員等への啓発・教育の実施	9 職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要なため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	より多くの教職員に対してDVに関する研修機会の提供に努める。

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課
2 相談体制の充実	配偶者暴力相談 1 支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	10 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修等への出席を増やし、相談員の資質向上に努める。	D V相談室
			11 スーパービジョンの実施	困難ケース等の振り返りを行う際に、学識経験者や実務経験者等によるスーパービジョンを行い、資質の向上に努める。	D V相談室
		2 関係機関との連携の強化	12 芦屋市D V被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	支援の振り返りや情報の共有など必要に応じて専門部会を開催する。ネットワーク会議を開催し、専門部会等からの報告を受けて、連携体制を強化する。	D V相談室
	被害者の状況に 2 応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV被害者の状況に応じて、必要な相談の情報提供や相談先との連携を行い、被害者支援に努める。	D V相談室
				お困りです課に寄せられた相談内容に応じて、必要ときには速やかに男女共同参画センターへ情報提供を行えるよう日頃から連携体制を整える。人権相談等において相談があった場合は、状況に応じ関係機関と連携を行い、相談者の適切な支援へ繋ぐ。	お困りです課
				外国人から相談があれば、男女共同参画センターと連携をとり、相談につなげる。また、外国語での情報提供を行う。	人権推進課
				相談者の状況に応じて、DV相談室への通報や情報提供を行う。	広報国際交流課
				虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	男女共同参画推進課
				引き続き必要に応じて連携を図り、相談の充実を図る。	高齢介護課
				相談者に適切な助言・支援を行う。	障害福祉課
関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	生活援護課				
相談内容や受診状況から、早急な対応の必要性など各職員の周知と院内連携を強化する。院外連絡相談先の職員周知と実施を行う。	子育て推進課				
男女共同参画センターや市ホームページにおいて周知を行う。	市立芦屋病院地域連携室				
	2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	男女共同参画推進課		

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課
3 被害者の安全確保	1 緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15 一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を強化する。	D V相談室
			16 福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	福祉等との連携が必要なDV被害者で、一時保護施設の受け入れが出来ない場合が考えられるため、他施設利用などについて、情報共有に努める。 養護老人ホームや介護保険施設と随時連携し、保護が必要な事案に対して迅速に一時保護を行う。	D V相談室
				引き続き必要に応じて連携を図り、一時保護施設の提供を促す。	高齢介護課
				関係課と連携し迅速に保護し、必要な支援を行う。	障害福祉課 生活支援課
	2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、民間シェルター等の情報提供を行う。	D V相談室	
	2 保護命令に関する支援	1 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18 保護命令制度の情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供や助言を行う。また、DV被害者が申立てをする場合は、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	D V相談室
	3 被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 庁内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	住民基本台帳閲覧制限の情報を庁内関係機関が共有し、DV被害者情報が漏えいしないよう、情報管理の徹底を行う。 関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	D V相談室 関係機関
			20 広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	一時保護施設等DV被害者が避難した場合に、避難先情報やその情報が漏えいしないように、庁内関係機関だけでなく警察や近隣市町村と情報共有や情報管理を徹底する。	D V相談室
				一時保護施設の入所など広域での連携の際に、関係機関がDV被害者等に関する情報管理を徹底する。	関係機関

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課
基本目標	1 生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援, 情報提供	21 生活保護法, 児童福祉法, 母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援, 情報提供	DV被害者の状況に応じて, 同行支援や情報提供を行う。 生活に困窮した状態の方に適切な支援を行う。 想定できる限りの福祉制度について漏れがないよう情報提供を行う。 虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し, 被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。 引き続き必要に応じて連携を図り, 福祉制度の情報提供を図る。	D V相談室 生活援護課 子育て推進課 高齢介護課 障害福祉課
		2 保険・医療・年金等に関する支援, 情報提供	22 国民健康保険, 医療助成制度, 国民年金制度等の手続支援, 情報提供	DV被害者の状況に応じて, 手続支援や情報提供を行う。 被害者に必要な保険・医療・年金等に関する正確な情報提供を行い, 本人及び必要に応じて各関係者と連携して手続きの受付を行う。 被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れないように行う。 DV支援措置の手続を行ったかた等に対して基礎年金番号の変更手続について情報提供, 案内を行う。	D V相談室 保険課 地域福祉課 市民課
		3 経済的支援等に関する情報提供	23 児童手当, 児童扶養手当, 母子父子寡婦福祉資金(貸付), 生活援護資金等の給付, 貸付などの情報提供	DV被害者の状況に応じて, 手続支援や情報提供を行う。また, 必要に応じて証明書の発行を行う。 相談者の状況に応じて経済的な支援に関する情報提供を行う。 生活に必要な貸付けの情報を提供し支援の一助とする。	D V相談室 子育て推進課 生活援護課
		4 司法手続に関する情報提供, 助言	24 法律相談窓口の情報提供や, 利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて, 法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行う。	D V相談室
		5 住居確保に向けた支援	25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて, 市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。 必要に応じて市営住宅等に関する情報提供を行う。	D V相談室 住宅課
				26 母子生活支援施設等の入所支援, 情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて, 母子生活支援施設の情報提供を行う。また, 所管課と連携して入所支援を行う。 母子生活支援施設等に関する情報収集に努め, 必要に応じて情報提供・入所支援を行う。

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課
4 被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	1 就労に関する情報提供	27 ハローワーク等について、情報提供や同行支援 職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業 訓練等について情報提供や同行支援を行う。	D V相談室
		2 同伴する子どもがいるD V被害者への 支援、情報提供	28 母子父子自立支援員と連携した支援、情報提 供	子どものいるDV被害者の就労については、母子 父子自立支援員と連携した支援や情報提供を行 う。 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強 化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事 業や自立支援プログラム策定事業により、母子及 び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し 情報提供等を行う。	D V相談室
			29 保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	子どものいるDV被害者の状況に応じて、所管課 と連携し、保育所入所の支援や情報提供を行 う。 相談業務を通して、DV被害者が必要とする入所 支援や情報提供を行う。(入所係) 前年度に引き続き、公立保育所で勤務経験のあ る職員が、窓口や電話で保育所等の入所案内 に限らず、状況に応じて他の子育て支援情報の 提供を行う。また、子育てアプリ等を活用して積極 的に情報発信を行い、保護者にとって有益な最 新情報の提供に努める。(政策係)	D V相談室
	3 心身の回復に向け た支援	1 相談事業や医療機関を活用した支 援、情報提供	30 兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、女性相談やこころの ケアセンター相談室などの情報提供を行う。	D V相談室
			31 市内の医療機関との連携・協力	芦屋市医師会を通じて、市内の医療機関と連 携・協力に向けた体制について検討する。	D V相談室

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業実施目標	所管課	
	4 子どもへの支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援, 情報提供	DV被害者の子どもが就学する場合に, 所管課と連携し, 引き続き就学できるよう支援する。また情報管理を徹底する。	D V相談室	
				関係課が連携して, 子育て支援サービスについての適切な情報提供に努める。	子育て推進課	
				児童・生徒が安全に就学できるよう関係機関と連携する。児童・生徒の就学に資する情報を提供する。	管理課	
		2 子ども心のケアに関する支援	33 家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による, 子どもやその親の心のケア	今日的な課題も含めて, 人権教育の推進を図る。	学校教育課	
				こどもや保護者の相談に応じながら, 心のケアを行う。	子育て推進課	
				住民登録がなくても, 受けられる支援について関係課間での連携強化を図る。	健康課	
		3 子育て支援に関する情報提供の充実	34 35	こども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	関係機関と連携を行い, 子ども心のケアに関する適切な支援へ繋ぐ。	子育て推進課
				学校職員やスクールカウンセラー等が, 学校内で子ども心のケアや支援を行う相談体制を充実	教職員やスクールカウンセラーへの研修や啓発を行い, 児童生徒への相談体制のさらなる充実の努める。	学校教育課
				36 乳幼児健康診査, 予防接種等や相談事業の支援, 情報提供	住民登録がない子どもがいるDV被害者について, 乳幼児健康診査や予防接種などが受けられることなどの情報提供を行う。受診に際しては, 所管課と連携する。	D V相談室
住民登録がなくても, 受けられる支援について関係課間での連携強化を図る。	健康課					